

京都市告示第104号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年4月18日

京都市長 門川 大作

- 1 道路の種類 府道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大山崎大枝線	西京区大原野南春日町1136番地の1地先から	旧	メートル 164.00	メートル 21.00 ~ 45.00
	同区大原野北春日町913番地の4地先まで	新	164.00	19.00 ~ 24.00
小塩山大原野線	西京区大原野南春日町1121番地地先から	旧	120.00	3.30 ~ 5.70
	同町1142番地の1地先まで	新	120.00	4.30 ~ 8.00

- 2 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
衣笠経35号線	北区衣笠西馬場町44番地の2地先から	旧	メートル 11.30	メートル 3.60
	同町37番地の2地先まで	新	11.30	5.03 ~ 6.13

(建設局土木管理部道路明示課)